

立教大学諸規程集

立教大学編

第2編 学則

立教大学学則

施行	昭和 24 年4月1日	改正	2008 年4月1日
改正	昭和 30 年4月1日		2009 年4月1日
	昭和 31 年4月1日		2010 年4月1日
	昭和 33 年4月1日		2011 年4月1日
	昭和 34 年4月1日		2012 年4月1日
	昭和 36 年4月1日		2013 年4月1日
	昭和 37 年4月1日		2014 年4月1日
	昭和 38 年4月1日		2015 年4月1日
	昭和 39 年4月1日		2016 年4月1日
	昭和 40 年4月1日		2017 年4月1日
	昭和 41 年4月1日		
	昭和 42 年4月1日		
	昭和 43 年4月1日		
	昭和 44 年4月1日		
	昭和 46 年4月1日		
	昭和 47 年4月1日		
	昭和 48 年4月1日		
	昭和 49 年4月1日		
	昭和 50 年4月1日		
	昭和 51 年4月1日		
	昭和 52 年4月1日		
	昭和 53 年4月1日		
	昭和 54 年4月1日		
	昭和 55 年4月1日		
	昭和 56 年4月1日		
	1982 年4月1日		
	1983 年4月1日		
	1984 年4月1日		
	1985 年4月1日		
	1986 年4月1日		
	1987 年4月1日		
	1988 年4月1日		
	1989 年4月1日		
	1990 年4月1日		
	1991 年4月1日		
	1991 年10月11日		
	1992 年4月1日		
	1993 年4月1日		
	1994 年4月1日		
	1995 年4月1日		
	1995 年4月14日		
	1996 年4月1日		
	1997 年4月1日		
	1998 年4月1日		
	1999 年4月1日		
	2000 年4月1日		
	2001 年4月1日		
	2002 年4月1日		
	2003 年4月1日		
	2004 年4月1日		
	2005 年4月1日		
	2006 年4月1日		
	2007 年4月1日		

第1章 総 則

第1条 本大学は、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、学校教育法により学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めることを目的とする。

2 学部ごとの、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表7のとおりとする。

第2条 本大学に学部及び大学院を置く。

第3条 本大学の学部、学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
文 学 部	キ リ ス ト 教 学 科	49名		196名
	史 学 科	214名		856名
	教 育 学 科	100名		400名
	文 学 科	537名		2,148名
	計	900名		3,600名
経 済 学 部	経 済 学 科	330名		1,320名
	会 計 フ ァ イ ナ ン ス 学 科	175名		700名
	経 済 政 策 学 科	175名		700名
	計	680名		2,720名
理 学 部	数 学 科	66名		264名
	物 理 学 科	77名		308名
	化 学 科	77名		308名
	生 命 理 学 科	72名		288名
	計	292名		1,168名
社 会 学 部	社 会 学 科	170名		680名
	現 代 文 化 学 科	170名		680名
	メ デ ィ ア 社 会 学 科	170名		680名
	計	510名		2,040名
法 学 部	法 学 科	360名		1,440名
	政 治 学 科	110名		440名
	国 際 ビ ジ ネ ス 法 学 科	115名		460名
	計	585名		2,340名
観 光 学 部	観 光 学 科	195名		780名
	交 流 文 化 学 科	175名		700名
	計	370名		1,480名
コ ミ ュ ニ テ ィ 福 祉 学 部	福 祉 学 科	154名		616名
	コ ミ ュ ニ テ ィ 政 策 学 科	154名		616名
	ス ポ ー ツ ウ ェ ル ネ ス 学 科	110名		440名
	計	418名		1,672名
経 営 学 部	経 営 学 科	230名		920名
	国 際 経 営 学 科	155名		620名
	計	385名		1,540名
現 代 心 理 学 部	心 理 学 科	143名		572名
	映 像 身 体 学 科	176名		704名
	計	319名		1,276名
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科	145名		580名
合	計	4,604名	0名	18,416名

第4条 1年次から同一学部・学科・専修に在学する者の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

2 2年次に編入学又は転部・転科した者の当該学部・学科の修業年限は3年とする。ただし、在学年数は7年を超えることができない。

3 3年次に編入学又は転部・転科・転専修した者の当該学部・学科・専修の修業年限は2年とする。ただし、在学年数は6年を超えることができない。

第5条 1年次から同一学部・学科・専修に4年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者には学士の学位を授与する。

2 2年次に編入学又は転部・転科した場合、当該学部・学科に3年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者には学士の学位を授与する。

3 3年次に編入学又は転部・転科・転専修した場合、当該学部・学科・専修に2年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者には学士の学位を授与する。

4 学部・学科において授与する学士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻 分 野 名
文学部	キリスト教学科 史学科 教育学科	文学
	文学科	文学, 学術
経済学部	経済学科 会計ファイナンス学科 経済政策学科	経済学
	理学部	数学科 物理学科 化学科 生命理学科
社会学部	社会学科 現代文化学科 メディア社会学科	社会学
	法学部	法学科 政治学科 国際ビジネス法学科
観光学部	観光学科 交流文化学科	観光学
	コミュニティ福祉学部	福祉学科 コミュニティ政策学科 スポーツウエルネス学科
経営学部	経営学科 国際経営学科	経営学
	現代心理学部	心理学科 映像身体学科
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科	異文化コミュニケーション学

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 本大学創立記念日 5月5日

(4) 春季休業 2月上旬から3月下旬まで

(5) 夏季休業 7月下旬から9月中旬まで

(6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

第2章 教育課程

第1節 単位

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 輪講、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の結果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条 学生は、第13条から第18条の6に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 授業科目は、全学共通科目及び専門教育科目は配当年次の指定科目を除き全年次において履修させる。

第10条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第10条の3 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第10条の4 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が本大学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転部等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第10条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第11条 小学校、中学校、高等学校教諭1種免許状取得希望者は、各学部・学科・専修に配置された教科に関する専門教育科目及び文学部教育学科に配置された小学校、中学校、高等学校教育職員免許状取得に必要な教職に関する専門教育科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 本大学の各学部・学科・専攻・専修において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	種 類 ・ 教 科		
		小学校教諭 1種免許状	中学校教諭 1種免許状	高等学校教諭 1種免許状
文 学 部	キ リ ス ト 教 学 科		社 会 教 育	地 理 歴 史 ， 公 民 教 育
	史 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民 教 育
	教 育 学 専 攻 課 程		社 会	公 民 教 育
	初 等 教 育 専 攻 課 程	小 学 校		
	文 学 科			
	英 米 文 学 専 修		英 語	英 語
	ド イ ツ 文 学 専 修		ド イ ツ 語	ド イ ツ 語
	フ ラ ン ス 文 学 専 修		フ ラ ン ス 語	フ ラ ン ス 語
	日 本 文 学 専 修		国 語	国 語
	文 芸 ・ 思 想 専 修		国 語	国 語

学 部	学 科	種 類 ・ 教 科		
		小学校教諭 1種免許状	中学校教諭 1種免許状	高等学校教諭 1種免許状
経 済 学 部	経 済 学 科		社 会	地理歴史, 公民 商 業
	会 計 フ ァ イ ナ ン ス 学 科		社 会	公 民 , 商 業
	経 済 政 策 学 科		社 会	地理歴史, 公民 商 業
理 学 部	数 学 学 科		数 学	数 学 , 情 報
	物 理 学 科		理 科	理 科
	化 学 学 科		理 科	理 科
	生 命 理 学 学 科		理 科	理 科
社 会 学 部	社 会 学 科		社 会	公 民
	現 代 文 化 学 科		社 会	公 民
	メ デ ィ ア 社 会 学 科		社 会	公 民
法 学 部	法 学 学 科		社 会	地理歴史, 公民
	政 治 学 科		社 会	地理歴史, 公民
	国 際 ビ ジ ネ ス 法 学 科		社 会	地理歴史, 公民
観 光 学 部	観 光 学 科		社 会	地 理 歴 史
	交 流 文 化 学 科		社 会	地 理 歴 史
コ ミ ュ ニ テ ィ 福 祉 学 部	福 祉 学 科		社 会	公 民 , 福 祉
	コ ミ ュ ニ テ ィ 政 策 学 科		社 会	公 民
	ス ポ ー ツ ウ ェ ル ネ ス 学 科		保 健 体 育	保 健 体 育
経 営 学 部 (2015年度入学者まで)	経 営 学 科		社 会	公 民
	国 際 経 営 学 科		社 会	公 民
現 代 心 理 学 部 (2015年度入学者まで)	心 理 学 科			公 民
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科		英 語	英 語

3 削除

4 免許教科「情報」及び「福祉」は2000年度以降入学者が取得できる。

第12条 学芸員の資格を取得しようとする者は、各学部・学科所定の単位のほか、第19条に定められた博物館に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

博物館に関する科目及びその単位は、第10条に規定する授業科目及び単位には含まれない。

2 司書の資格及び司書教諭の資格を取得しようとする者は、第19条に定められた図書館に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

図書館に関する科目及びその単位は、第10条に規定する授業科目及び単位には含まれない。

3 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、第19条に定められた社会教育に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

社会教育に関する科目及びその単位は、第10条に規定する授業科目及び単位には含まれない。

第2節 全学共通科目

第13条～第19条 (省略)

第3章 試験

第20条 削除

第21条 試験は、各授業科目について行い、合格、不合格を定める。

2 試験成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

3 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

第22条 忌引その他の事由により試験を受けることができなかった者のために、追試験を行うことがある。

第23条 休学中は、試験を受けることができない。

第4章 入学、編入学、休学、復学、退学、再入学及び除籍

第24条 本大学の1年次に入学を許可する者は、次の各号の一に該当する者で選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) その他相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学において認めた者

第24条の2 立教新座高等学校、立教池袋高等学校及び日本聖公会関係の各高等学校又は本大学の推薦入学者制度の指定を受けた高等学校の卒業生中当該学校長の推薦した者については、第24条の規定にかかわらず選抜試験の一部又は全部を免除することができる。

第25条 2年次以上に編入学又は転部・転科・転専修を許可する者は、別に定める本大学の編入学又は転部・転科・転専修の資格を有し、かつ、本大学で行う選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

第26条 第24条による入学資格を有しない外国人であって在外公館の推薦ある者は、審査の上、学修を許可することがある。

2 前項により学修を許可された者は、第5条を除き本学則を準用する。

第27条 入学期は、学年又は学期の初めとする。

2 第50条の2に規定する特別外国人学生の入学期は、各学期の初めとすることができる。

第28条 入学志願者は、入学願書、出身学校長証明の調査書、写真を提出し、かつ、別表2の1若しくは別表2の2による入学検定料を納めなければならない。

第29条 選抜試験に合格した者で本大学に入学しようとするものは、保証人を定め、所定の期日までに保証書を提出し、その他指定された手続をしなければならない。

2 本大学は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

第30条 保証人は、本人在学中に係る一切の事項についてその責に任じ、本人の父母又はこれに代わるべき者でなければならない。

第31条 保証人が死亡し又は前条の要件を欠いた時は、遅滞なく新たな保証人を定め更に保証書を提出しなければならない。

第32条 病気その他止むを得ない事由により満2か月以上就学することができないときは、その事実を証明する書面を添え保証人連署をもって願い出て許可を受け当該学期間休学することができる。

2 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

3 休学回数は、通算して8回を超えることができない。

4 休学者は、第1項により休学した期間終了後、学期の初めにおいて復学する。

第33条 病気その他の事由により退学しようとする場合は、保証人連署をもって願い出て許可を受けなければならない。

第34条 願いにより退学した者が再入学を願い出るときは、学年の初めにおいて原年次に入学を許可することがある。

第35条 再入学を許可された者は、第29条に規定する手続をしなければならない。

第36条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条各項のただし書きに定める在学年数を超えた者
- (2) 学費を納めない者

第36条の2 入学、編入学、休学、復学、退学及び再入学の許可並びに除籍は、教授会の議を経て、総長がこれを行う。

第5章 留学

第37条 本大学の学生が本大学との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定、又は本大学からの留学に関する協定が成立している外国の大学、又はこれに相当する高等教育機関等及び本学が認めた同等の大学、機関の授業科目を履修するため当該大学等への留学を希望するときは、審査の上、本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することがある。

2 前項による留学は、本大学における学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下在学留学という。）及び休学とする留学（以下休学留学という。）の2種とする。

第38条 在学留学の許可を受けた者については、その許可を受けた期間を本大学における在学年数に算入する。

第39条 在学留学の許可を得た者が、留学した大学等において修得した単位又は成果のうち、教授会が適当と認めたものは、第10条の2第2項に基づき、本大学の卒業に必要な単位として認定することがある。

第40条 第32条の規定は、休学留学のための休学に準用する。

第6章 学費その他

第41条 選抜試験に合格した者で本大学に入学しようとする者は、別表2の3及び別表2の4による学費を指定された入学手続期間内に納めなければならない。

2 学生は、別表2の4による学費を毎学年授業開始後の指定の期日までに納めなければならない。

3 第1項及び第2項に定める学費のうち授業料、教育充実費及び実験・実習費は、春学期・秋学期に分納するものとする。

第42条 学費とは、入学金、授業料（在籍料を含む。）、教育充実費及び実験・実習費をいう。

第43条 学費は、休学中も別に定める額を納めなければならない。

第44条 学年の途中で退学する場合も、学費は別に定める額を納めなければならない。

第45条 すでに納めた学費その他の納入金は、第2項及び第3項に定めた場合を除いて、返還しない。

2 選抜試験に合格し学費その他の納入金を納めた者のうち、止むを得ない事由により、所定の手続きに則り入学辞退願を提出した者については、入学金を除く学費その他の納入金を返還するものとする。

3 出願時に卒業見込みや所定単位修得見込みなどで選抜試験に合格し、学費その他の納入金を納めた後に、卒業不可や所定単位未修得などが確定し、入学資格要件を満たすことができなくなった者には、届け出により入学金を含む学費その他の納入金を返還するものとする。

第46条 在学中の学費その他について変更のあった場合には、新たに定められた額に基づいて納めなければならない。

第47条 教育職員免許状取得に必要な教職に関する専門科目及び学芸員・司書・司書教諭・社会教育主事の資格取得に必要な科目を履修する者は、別表3による受講料を納めなければならない。

第48条 削除

第49条 証明書等の交付を受ける者は、別表5による手数料を納めなければならない。

第50条 学費滞納者には、当該年次の単位認定、研究指導の認定及び学位の授与を行わない。

第6章の2 特別外国人学生

第50条の2 本大学と協定のある外国の大学から派遣される学生及び政府その他の機関から本大学に委託される外国人学生は、審査の上、特別外国人学生として入学を許可することができる。

第50条の3 入学を許可された特別外国人学生は、所定の手続をし、かつ、別に定める納入金を納めなければならない。

第50条の4 特別外国人学生が履修した授業科目については、所定の単位を与えることができる。

第50条の5 特別外国人学生については、第5条を除き本学則を準用する。

第7章 科目等履修生・特別聴講学生

第51条 各学部及び全学共通科目所定の授業科目中その1授業科目又は数授業科目の学修を願ひ出る者に対して、選考の上、科目等履修生として学修を許可することができる。

2 教職課程、学芸員課程、司書課程及び社会教育主事課程の所定の授業科目の学修を願ひ出る者に対して、選考の上、科目等履修生として学修を許可することができる。

3 科目等履修生として学修を願ひ出る者は、別表6による選考料を納めなければならない。

4 科目等履修生が、その履修した授業科目に合格した場合には、所定の単位を与える。

第51条の2 本大学と協定のある他大学学生及び他の教育機関の学生・生徒が、本大学の授業科目の学修を願ひ出るときは、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生が、その聴講した科目に合格した場合には、所定の単位を与える。

第52条 第51条第1項及び第2項で科目等履修生として学修を許可された者は、別表6による登録料及び受講料を指定された期間内に納めなければならない。

第53条 削除

第54条 科目等履修生、特別聴講学生については、第5条を除き本学則を準用し、第51条、第51条の2及び第52条で規定した以外の事項については、別に定める細則による。

第8章 賞罰

第55条 品行方正学業優等の者又は善行により本大学の名誉を揚げた者は、これを表彰する。

第56条 本大学の規則に違反し、又は本大学の教育方針に背いた者は、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 学業を怠り成業の見込みのないと認められる者
- (2) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学は、行為により以下の各号が適用される場合がある。

- (1) 停学期間を在学年数に算入しない。
- (2) 当該年度の卒業を認めない。

5 停学中は以下の各号が適用される。

- (1) 停学中は、大学からの指示がある場合を除き、原則として大学に来ることはできない。
- (2) 当該科目の授業時数の2分の1以上の期間にわたって停学であった場合は、当該科目の単位修得は認められない。
- (3) 停学中は休学を願ひ出ることにはできない。
- (4) 停学中は第37条による留学はできない。

第57条 賞罰は、教授会の議を経て、総長がこれを行う。

第9章 教職員組織

第58条 本大学に、次の職位を置く。

- (1) 総長
- (2) チャプレン長
- (3) 研究科委員長
- (4) 研究科専攻主任
- (5) 学部長
- (6) 学科長
- (7) 全学共通カリキュラム運営センター部長
- (8) 全学共通カリキュラム運営センター構想・運営チームリーダー
- (9) ランゲージセンター長
- (10) 学校・社会教育講座委員長
- (11) 課程主任
- (12) 英語ディスカッション教育センター長
- (13) 図書館長
- (14) 学生部長
- (15) キャリアセンター部長
- (16) 教務部長
- (17) 総長室長
- (18) 人権・ハラスメント対策センター長
- (19) 入学センター長
- (20) 国際センター長
- (21) メディアセンター長
- (22) 総合研究センター長
- (23) 削除
- (24) ボランティアセンター長
- (25) 大学教育開発・支援センター長
- (26) リサーチ・イニシアティブセンター長
- (27) 学生相談所長
- (28) 日本語教育センター長
- (29) グローバル教育センター長
- (30) 国際化推進機構長
- (31) 立教サービスラーニングセンター長
- (32) グローバル・リベラルアーツ・プログラム運営センター長
- (33) しょうがい学生支援室長
- (34) 事務長
- (35) 課長
- (36) 主幹
- (37) 課長補佐
- (38) 調査役

2 本大学に、次の職種を置く。

- (1) チャプレン
- (2) 教員 教授, 准教授, 助教, 講師, 教育講師, 特別任用教員, 英語ディスカッション講師, 英語ディスカッションプログラムマネージャー
- (3) カウンセラー
- (4) 職員 事務職員, 司書職員, 技能職員, 医療技能職員, 校務職員, 嘱託, 助手
- (5) 実験技術員

第59条 総長は、大学を代表し、学長として校務を統括する。

第60条 チャプレン長及びチャプレンは、本大学の礼拝を掌り、宗教教育、キリスト教活動及びその行事を主管する。

第60条の2 研究科委員長は、研究科を主管する。

第60条の3 研究科専攻主任は、研究科委員長の事項に関し研究科委員長を補佐する。

第61条 学部長は、学部を主管する。

第62条 全学共通カリキュラム運営センター部長は、全学共通科目を主管する。

第62条の2 ランゲージセンター長は、全学共通科目の言語教育科目（日本語を除く。）を担当する教育講師に関する事項を主管する。

第62条の3 学校・社会教育講座委員長は、学校・社会教育講座の運営を主管する。

第62条の4 課程主任は、その課程の運営を主管する。

第62条の5 英語ディスカッション教育センター長は、英語ディスカッション講師及び英語ディスカッションプログラムマネージャーに関する事項を主管する。

第63条 図書館長は、図書館に関する事項を主管する。

第64条 学生部長は、学生の福祉厚生に関する事項を主管する。

第65条 キャリアセンター部長は、学生のキャリア支援及び就職に関する事項を主管する。

第66条 教務部長は、教学に関する事項を主管する。

第67条 削除

第68条 総長室長は、総長室に関する事項を主管する。

第68条の2 削除

第68条の3 削除

第68条の4 削除

第68条の5 人権・ハラスメント対策センター長は、人権・ハラスメント対策センターに関する事項を主管する。

第68条の6 入学センター長は、入学センターに関する事項を主管する。

第68条の7 国際センター長は、国際センターに関する事項を主管する。

第68条の8 メディアセンター長は、メディアセンターに関する事項を主管する。

第68条の9 総合研究センター長は、各研究所を統括しこれを代表する。

第68条の10 削除

第68条の11 削除

第68条の12 ボランティアセンター長は、ボランティアセンターに関する事項を主管する。

第68条の13 削除

第68条の14 大学教育開発・支援センター長は、大学教育開発・支援センターに関する事項を主管する。

第68条の15 リサーチ・イニシアティブセンター長は、リサーチ・イニシアティブセンターに関する事項を主管する。

第68条の16 削除

第68条の17 削除

第68条の18 学生相談所長は、学生相談所に関する事項を主管する。

第68条の19 日本語教育センター長は、日本語教育センターに関する事項を主管する。

第68条の20 グローバル教育センター長は、グローバル教育センターに関する事項を主管する。

第68条の21 国際化推進機構長は、国際化推進機構に関する事項を主管する。

第68条の22 立教サービスラーニングセンター長は、立教サービスラーニングセンターに関する事項を主管する。

第68条の23 グローバル・リベラルアーツ・プログラム運営センター長は、グローバル・リベラルアーツ・プログラム運営センターに関する事項を主管する。

第68条の24 しょうがい学生支援室長は、しょうがい学生支援室に関する事項を主管する。

第69条 学科長は、当該学科の事項（文学科においては、GLAPを除く。）に関し学部長を補佐する。

2 全学共通カリキュラム運営センター構想・運営チームリーダーは、当該構想・運営チームの事項に関し全学共通カリキュラム運営センター部長及び全学共通カリキュラム運営センター副部長を補佐する。

第70条 事務長、課長、主幹、課長補佐及び調査役は、上長を補佐し所管事項を掌る。

第71条 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第72条 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第72条の2 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第72条の3 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第73条 カウンセラーは、学生の相談にあずかり助育に当る。

第74条 削除

第74条の2 教育講師は、全学共通カリキュラム運営センター教育研究室又は日本語教育センターの指揮を受け教育に従事する。

第74条の3 特別任用教員は、学部長又は研究科委員長の指揮を受け主に学部又は大学院の教育・研究に従事する。

第74条の4 英語ディスカッション講師は、全学共通カリキュラム運営センター教育研究室の指揮を受け教育に従事する。

第74条の5 英語ディスカッションプログラムマネージャーは、全学共通カリキュラム運営センター教育研究室の指揮を受け教育に従事する。

第75条 実験技術員は、教授、准教授、講師及び助教の指揮により、研究及び教育を技術面から支援する。

第76条 事務職員、司書職員、技能職員、医療技能職員、校務職員、嘱託及び助手は、その職制に基づく担当業務に従事する。

第10章 教授会

第77条 各学部教授会を置く。

2 教授会は、当該学部の教授及び准教授をもって構成する。ただし、学部の定めるところにより専任講師をこれに加えることができる。

3 教授会は、学部内の人事、学部長の選挙、教育課程、試験、学生の入学、編入学、卒業、休学、復学、退学、再入学、除籍、転部・転科及び賞罰その他学部に関する事項のほか、総長の諮問事項に関し審議する。

4 教授会に関する細則は、別にこれを定める。

第77条の2 削除

第77条の3 GLAPについては、グローバル・リベラルアーツ・プログラム運営センター委員会（以下「GLAPセンター委員会」という。）を第77条第1項に規定する教授会とみなして、第10条の2から第10条の4まで、第36条の2、第39条、第57条及び第77条第3項の規定（学部長の選挙を除く。）を適用する。この場合において、第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項及び第2項、第36条の2、第39条、第57条並びに第77条3項の規定中「教授会」とあるのは「グローバル・リベラルアーツ・プログラム運営センター委員会」と、同項中「学部」とあるのは「グローバル・リベラルアーツ・プログラム」とする。

2 前項のほか、GLAPセンター委員会その他のGLAPの運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 附属施設

第1節 礼拝堂

第78条 礼拝堂は、本大学の建学精神の象徴であって教職員及び学生が日本聖公会の信仰と法憲・法規に基づいてキリスト教生活を営むことを目的とする。

第79条 礼拝堂においては、次の行事を行う。

- (1) 礼拝
- (2) 本学の諸式典
- (3) キリスト教講演
- (4) 聖書研究
- (5) その他のキリスト教行事

第2節 図書館

第80条 本大学図書館は、池袋図書館、新座図書館、及び新座保存書庫をもって構成する。

第81条 本大学図書館所蔵の資料は、本学の教職員、学生及び本学図書館が特に定めた者の利用に供する。

第82条 閲覧室の開架式による資料は自由閲覧とし、その他の資料は所定の手続によつて利用することができる。

第83条 各図書館が所蔵する資料の貸出に関する細則は、別にこれを定める。

第84条 各図書館の開館日及び開館時間に関する細則は、別にこれを定める。

第3節 診療所

第85条 診療所は、教職員並びに学生の保健衛生思想の向上、疾病の予防並びに診療を行うことを目的とする。

第86条 本診療所の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 定時並びに不定時健康診断の実施
- (2) 治療の実施
- (3) 保健衛生に関する講演会の開催
- (4) その他必要と認められた事項

第87条 本診療所の組織及びその他の細則は、別にこれを定める。

第4節 学生相談所

第88条 学生相談所は、学生が当面する問題について、カウンセリングを行うことを目的とする。

第89条 本相談所の組織及びその他の細則は、別にこれを定める。

第5節 研究所等

第90条 この大学に、研究所、センターその他の附属教育研究機関（以下「研究所等」という。）を置く。

第91条 前条の研究所等については、別に定める。

附 則
本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1982 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1983 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1984 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1985 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1986 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1987 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1988 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1989 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1990 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1991 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1991 年 10 月 11 日から施行し、1991 年 7 月 1 日から適用する。

附 則
本学則は、1992 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1993 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1995年4月14日から施行する。

附 則
本学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2017年4月1日から施行する。

別表 1
(省略)

別表 2 の 1

入学検定料	35,000 円
-------	----------

別表 2 の 2

大学入試センター試験利用入試及び外国人留学生入試（書類選考による募集制度）の受験者

入学検定料	大学入試センター試験利用入試	18,000 円
	外国人留学生入試(書類選考による募集制度)	15,000 円

別表 2 の 3

入学金	200,000 円
-----	-----------

備考 再入学の場合は、2分の1相当額を納めなければならない。

別表2の4

(単位 円)

学部学科	学年	授業料	教育充実費	実験・実習費	合計
文学部 (教育学科初等教育専攻を除く)	1年次	792,000	286,000	—	1,078,000
	2年次	792,000	286,000	—	1,078,000
	3年次	792,000	286,000	—	1,078,000
	4年次	762,000	266,000	—	1,028,000
	(*) 4年次	752,000	236,000	—	988,000
文学部 教育学科初等教育専攻	1年次	792,000	286,000	—	1,078,000
	2年次	792,000	286,000	—	1,078,000
	3年次	792,000	286,000	10,000	1,088,000
	4年次	762,000	266,000	—	1,028,000
	(*) 4年次	752,000	236,000	—	988,000
文学部 グローバル ・リベラルアーツ ・プログラム	1年次	1,514,000	286,000	—	1,800,000
経済・法・観光学部	1年次	785,000	286,000	—	1,071,000
	2年次	785,000	286,000	—	1,071,000
	3年次	785,000	286,000	—	1,071,000
	4年次	755,000	266,000	—	1,021,000
	(*) 4年次	745,000	236,000	—	981,000
社会学部	1年次	785,000	286,000	15,000	1,086,000
	2年次	785,000	286,000	15,000	1,086,000
	3年次	785,000	286,000	15,000	1,086,000
	4年次	755,000	266,000	15,000	1,036,000
	(*) 4年次	745,000	236,000	15,000	996,000
理学部 数学科	1年次	1,085,000	413,000	—	1,498,000
	2年次	1,085,000	413,000	—	1,498,000
	3年次	1,085,000	413,000	—	1,498,000
	4年次	1,055,000	393,000	—	1,448,000
	(*) 4年次	1,045,000	363,000	—	1,408,000
理学部 物理学科	1年次	1,085,000	413,000	40,000	1,538,000
	2年次	1,085,000	413,000	80,000	1,578,000
	3年次	1,085,000	413,000	80,000	1,578,000
	4年次	1,055,000	393,000	80,000	1,528,000
	(*) 4年次	1,045,000	363,000	80,000	1,488,000
理学部 化学科	1年次	1,085,000	413,000	40,000	1,538,000
	2年次	1,085,000	413,000	80,000	1,578,000
	3年次	1,085,000	413,000	60,000	1,558,000
	4年次	1,055,000	393,000	80,000	1,528,000
	(*) 4年次	1,045,000	363,000	80,000	1,488,000
理学部 生命理学科	1年次	1,085,000	413,000	80,000	1,578,000
	2年次	1,085,000	413,000	40,000	1,538,000
	3年次	1,085,000	413,000	80,000	1,578,000
	4年次	1,055,000	393,000	80,000	1,528,000
	(*) 4年次	1,045,000	363,000	80,000	1,488,000

(*) : 2011年度以前入学者

(単位 円)

学部学科	学年	授業料	教育充実費	実験・実習費	合計
コミュニティ福祉学部 福祉学科 コミュニティ政策学科	1年次	792,000	286,000	3,000	1,081,000
	2年次	792,000	286,000	3,000	1,081,000
	3年次	792,000	286,000	—	1,078,000
	4年次	762,000	266,000	—	1,028,000
	(*) 4年次	752,000	236,000	—	988,000
コミュニティ福祉学部 スポーツウェルネス学科	1年次	792,000	286,000	9,000	1,087,000
	2年次	792,000	286,000	9,000	1,087,000
	3年次	792,000	286,000	10,000	1,088,000
	4年次	762,000	266,000	—	1,028,000
	(*) 4年次	752,000	236,000	—	988,000
経営学部	1年次	785,000	286,000	30,000	1,101,000
	2年次	785,000	286,000	15,000	1,086,000
	3年次	785,000	286,000	15,000	1,086,000
	4年次	755,000	266,000	15,000	1,036,000
	(*) 4年次	745,000	236,000	15,000	996,000
現代心理学部 心理学科	1年次	829,000	286,000	15,000	1,130,000
	2年次	829,000	286,000	15,000	1,130,000
	3年次	829,000	286,000	15,000	1,130,000
	4年次	799,000	266,000	15,000	1,080,000
	(*) 4年次	789,000	261,000	15,000	1,065,000
現代心理学部 映像身体学科	1年次	829,000	311,000	15,000	1,155,000
	2年次	829,000	311,000	15,000	1,155,000
	3年次	829,000	311,000	15,000	1,155,000
	4年次	799,000	291,000	15,000	1,105,000
	(*) 4年次	789,000	286,000	15,000	1,090,000
異文化コミュニケーション学部	1年次	792,000	286,000	10,000	1,088,000
	2年次	792,000	286,000	3,000	1,081,000
	3年次	792,000	286,000	3,000	1,081,000
	4年次	762,000	266,000	1,000	1,029,000
	(*) 4年次	752,000	236,000	1,000	989,000

(*):2011年度以前入学者

備考

- 1 授業料は在籍料 120,000 円 (半期 60,000 円) を含むものとし、休学の場合は在籍料のみ徴収する。
- 2 文学部教育学科初等教育専攻の者は実験・実習費 10,000 円を納めなければならない。
- 3 理学部においては、理学部の履修要項の定めるところにより実験を履修しない者及び在学留学中の者の実験・実習費は不要とする。なお、教育職員免許状取得のために自学科の卒業要件単位とならない実験を履修する者は、上記実験・実習費とは別に、それぞれ併記の実験・実習費を納めなければならない。

地学総合実験

実費

理学部物理学科においては、3年次に選択実験「物理学実験 2」を履修する者からは別に 40,000 円を徴収する。

理学部化学科においては、3年次に選択実験「研究実験 1」、「研究実験 2」を履修する者からは別に各 40,000 円を、「物理学実験 (化)」、「生物学実験 (化)」を履修する者からは各 20,000 円を徴収する。

- 4 コミュニティ福祉学部の「社会福祉援助技術演習 2」若しくは「精神保健福祉援助演習（基礎）」（2011年度以前入学者は「精神保健福祉援助演習 2」）を履修する者は、上記納入金に加えて実習登録費 4,000 円を、「社会福祉援助技術現場実習」若しくは「精神保健福祉援助実習」を履修する者は、上記納入金に加えて実習費 45,000 円を納めなければならない。

別表 3

教育職員免許状取得に必要な教職に関する専門科目の受講料	35,000 円
学芸員の資格取得に必要な博物館に関する科目の受講料	35,000 円
司書の資格取得に必要な図書館に関する科目の受講料	35,000 円
司書教諭の資格取得に必要な学校図書館に関する科目の受講料	15,000 円
社会教育主事の資格取得に必要な社会教育に関する科目の受講料	30,000 円

備考

- 1 社会教育主事課程の講座登録料は、次の学部・学科の学生に限り、20,000 円とする。
文学部教育学科、観光学部、コミュニティ福祉学部、現代心理学部
- 2 次の者は、講座登録料は不要とする。
文学部教育学科に所属し、初等教育専攻在籍（予定）の者で、小学校教員免許状取得（予定）の者。
大学院博士課程後期課程の大学院学生で、大学院博士前期課程（修士課程）在学時に講座登録をし、空白の期間なくして後期課程に進学した者。

別表 4 削除

別表 5

項 目	邦 文	英 文
入 学 証 明 書 (1 通につき)	300 円	400 円
退 学 証 明 書 (1 通につき)	300 円	400 円
在 学 証 明 書 (1 通につき)	300 円	400 円
卒 業 (見 込) 証 明 書 (1 通につき)	300 円	400 円
成 績 証 明 書 (1 通につき)	300 円	400 円
修 了 証 明 書 (1 通につき)	300 円	
単 位 修 得 証 明 書 (1 通につき)	300 円	
学 力 に 関 する 証 明 書 (1 通につき)	300 円	
教 育 職 員 免 許 状 取 得 見 込 証 明 書 (1 通につき)	300 円	
社 会 福 祉 士 指 定 科 目 履 修 (見 込) 証 明 書 (1 通につき)	300 円	
精 神 保 健 福 祉 士 指 定 科 目 履 修 (見 込) 証 明 書 (1 通につき)	300 円	
科 目 等 履 修 証 明 書 (1 通につき)	300 円	400 円
聴 講 証 明 書 (1 通につき)	300 円	400 円
学 士 号 証 明 書 (1 通につき)	300 円	400 円
調 査 書 (1 通につき)	300 円	
学 生 証 再 発 行 (1 通につき)	2,000 円	
通 学 定 期 乗 車 券 発 行 控 (1 通につき)	300 円	
科 目 等 履 修 生 証 再 発 行 (1 通につき)	2,000 円	
教 育 職 員 免 許 状 大 学 一 括 申 請 手 数 料 (1 通につき)	800 円	
学 校 図 書 館 司 書 教 諭 講 習 申 込 手 数 料 (1 通につき)	800 円	
学 位 記 等 再 発 行 (1 通につき)	20,000 円	

別表 6

選 考 料	12,000 円
登 録 料	40,000 円 (年額)
受 講 料 (1 単位につき)	25,000 円

備考

- 1 第 51 条第 2 項の規定による科目等履修生に限り選考料及び登録料は第 2 年目においてはこれを徴収しない。
- 2 本学の学部又は大学院研究科を卒業、修了したことがある者及び特別外国人学生として在籍したことがある者の選考料及び登録料については 2 分の 1 額とする。
- 3 他の教育研究機関との協定により科目等履修生を受け入れる場合、本表にかかわらず、当

該協定に基づき選考料，登録料及び受講料を協定による金額とすることができる。

別表 7

学部	教育研究上の目的
文学部	文学部は，世界の多様な文学・言語・文化・歴史・思想・教育に関するテキストや事象に触れる教育研究を通じて，幅広い人文的教養と深い人間理解に裏打ちされ，主体的な批評精神をもって社会に貢献できる人間を育てることを目的とする。
経済学部	経済学部は，教育研究を通じて，幅広い視野と柔軟な頭脳をもって変動する経済社会に対応できる，自立的な思考能力をもった人材を社会に送り出すことを目的とする。
理学部	理学部は，教育と研究を通じて「科学の専門性を持った教養人」を育成することを目的とする。具体的には「科学の専門知識を有し，専門分野を中心とした領域での課題解決能力を発揮する人材」，「これらの知識や能力を大学院教育によってさらに高度に発展させようという人材」，加えて，「自信と誇りを持って社会に出て，大学で学んだ科学的考え方を活用できる人材」の育成をする。
社会学部	社会学部は，教育研究を通じて，あたりまえにとらわれない柔らかな感性で社会に学び，「発見・分析・提言」できる，他者への想像力を豊かにもった人間を育てることを目的とする。
法学部	法学部は，法学・政治学の教育研究を通じて，法曹・行政・企業・ジャーナリズム・政治・NPO など多様な分野でリーダーシップをとり，社会や組織の形成と発展を担う人材の育成を目的とする。
観光学部	観光学部は，観光関連分野に関する教育研究を通じて，広範囲で高度な学識を持ち，諸問題の解決を担う総合的な判断力と優れたリーダーシップを備えた有為な人材を育成することを目的とする。
コミュニティ福祉学部	コミュニティ福祉学部は，「いのちの尊厳のために (Vitae Dignitati)」という基本理念に立ち，教育研究を通じて，コミュニティを基盤とした福祉社会構築に貢献できる人材を養成することを目的とする。
経営学部	経営学部は，教育研究を通じて，価値観が多様化し急変する現代社会において，明確なビジョンと高潔さを有し，持続可能な社会の構築に向けて，経営学に関する専門知識を生かしつつリーダーシップを発揮する人材を育成することを目的とする。
現代心理学部	現代心理学部は「人間とは何か」という古くからの根本問題を，心，身体，映像に関する諸学の教育研究を通じて，サイエンス，フィロソフィ，アートが融合した，現代世界にふさわしい方法で探究することをその目的とする。
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学部は，変化を続ける世界の中で，複数の視点からものごとを考え，柔軟な思考力をもって実践的に問題と向き合うことによって，多様で「異なる」他者と共生し，持続可能な未来を創ることのできる人材を育成する。